

多様な性のあり方と人権

谷口洋幸(金沢大学)

yukitani@staff.kanazawa-u.ac.jp

1. はじめに

- ・人権週間・啓発活動強調事項(→【資料①】)

平成 14(2002)年～現在 「性的指向を理由とする偏見や差別をなくそう

平成 16(2004)年～現在 「性同一性障害を理由とする偏見や差別をなくそう」

※平成 28(2016)～「性同一性障害」→「性自認」

- ・第 4 次男女共同参画基本計画(平成 27(2015)) (→【資料②】)

「性的指向や性同一性障害を理由として困難な状況に置かれている場合…については、人権侵害があってはならないなどの人権尊重の観点からの配慮が必要である」

→実態把握、人権教育・啓発の促進、調査救済活動の取組、人権相談体制の充実 etc.

- ・的確な理解が得られているか。(See. 広辞苑第 7 版改訂)
- ・当事者が暮らしやすい社会になっているか。(See. LGBT 法連合会「困難リスト」(後述))

2. 多様な性のあり方

- ・人々の性のあり方(=セクシュアリティ)に関する 4 つの要素

性自認(GI (Gender Identity))

「こころ」の性別。自分は男だ／女だという主観的な認識。

身体の性／性的特徴(SC (Sex Characteristics))

「からだ」の性別。一般的に(外)性器の形状で判別される。

性的指向(SO (Sexual Orientation))

「すき」の性別。男の人／女の人に恋愛感情や魅力を感じる。

性(別)表現(GE (Gender Expression))

「らしさ」の性別。男らしい／女らしい服装・言動・立ち振る舞い。

・多様な性のあり方 —少数派の場合

- L レズビアン—女性(=性自認)として女性に恋愛感情や魅力を感じる人々。
- G ゲイ—男性(=性自認)として男性に恋愛感情や魅力を感じる人々。
- B バイセクシュアル—女性にも男性にも恋愛感情や魅力を感じる人々。
- T トランスジェンダー—割り当てられた性別と異なる性自認をもつ／性別で生きる人々。
Cf. 性同一性障害—社会生活に支障があり、医学上の治療を受けた人々。
⇒ LGBとTはマイノリティとなる水準が異なる、TかつLGBという人々もいる

・的確な理解のために —多数派・少数派の分断をこえて

①性的指向・性自認(SOGI)はすべての人がもつもの(属性・特徴)

LGBTは主体概念、SOGIは属性・特徴。用いられる場面や意味合いが異なる

→ シスジェンダー(性別に違和感がない人)やヘテロセクシュアル(異性愛)も多様な性のあり方のひとつ ⇒ シス・ヘテロのSOGIだけが社会制度の前提

②LGBT以外にも多数派ではない性のあり方が存在する

e.g.エイセクシュアル/無性愛、パンセクシュアル/全性愛、Xジェンダー、インターセックス/性分化疾患、クエスチョニング、クィア、クロスドレッサー/異性装 etc.

→ 多様な性(diverse sexuality)がある。LGBT概念を覚えようという話ではない

⇒ 一部(=多数派)の性のあり方だけが、一部(=少数派)の人々を排除しながら、社会制度の前提(性のあるべき姿)とされ、安心安全な生活を営んでいる現状

3. 当事者が経験する困難

・自死未遂経験・自死念慮率の高さ(→【資料③】) → かかえる困難の深刻さ

・2012年から「自殺総合対策大綱」における施策の対象となる(→最新版は【資料④】)

・LGBT 法連合会『性的指向および性自認を理由とするわたしたちが社会で直面する困難リスト(第2版)』(2015) ⇒ 264事例

8分類=子ども・教育、就労、カップル・養育・死別・相続、高齢、医療、公共サービス・社会保障、民間サービス・メディア、刑事手続

→ ライフコースすべての段階で多様な困難を抱えている(→【資料⑤】の代表事例)

・自治体の取り組み

see. 谷口洋幸・石田 仁・釜野さおり・河口和也・堀江有里 2017『全国自治体における性自認・性的指向に関連する施策調査(2016(平成28)年4月~7月実施)報告書』科学研究費助成事業「日本におけるクィア・スタディーズの構築」研究グループ編
(広島修道大学河口和也研究室 Web で公開 <http://alpha.shudo-u.ac.jp/~kawaguch/>)



・何をすべきかー決まった答えはない→留意すべきポイント

(1) 当たり前にいる前提で (∵性のあり方は不可視、言いづらい現状)

e.g. いない前提で話さない、要望は「出せない」、言いやすい雰囲気

(2) プライバシーであること (∵性のあり方は内面的、公表は本人の意思による)

e.g. 聞き方に注意、無用な詮索をしない、他人には勝手に伝えない

(3) 決めつけないこと (∵性のあり方は多様、困難や解決もいろいろ)

e.g. 外見で判断しない、マニュアル・事例は参照程度、できない

4. 人権の理念から考える

・人権を理解するための2つのポイント

[1] 人権はすべての人が等しくもつものである

世界人権宣言 1 条(→【資料⑦】)にあるとおり、「すべての人が、例外なく、生まれながらに持つ」、「いつでも、どこでも、だれにでも、おなじように守られる」ためのツール

→ SOGI はすべての人がもつ属性/特徴だが、一部の SOGI だけが人権保障の対象

→ LGBT に「特別な権利」や「新しい人権」を与えるか否かの(政策)選択ではない

[2] 人権とは国家(公権力)に課された義務である

国家は、「人がすることを尊重し、不当に制限しないこと」(尊重する義務)、「人を人権侵害から守ること」(保護する義務)、「人が能力を発揮できる条件を整えること」(充足の義務)を義務づけられている

→憲法(含人権)は国家(公権力)の義務(see.憲法 99 条(→【資料⑥】))

→国家(公権力)は人の生き方を尊重し、侵害から保護し、安全を提供する義務を負う

5. おわりにー世界人権宣言 70 周年を迎えて

・世界人権宣言はなぜ必要とされたか?ー第二次世界大戦の反省(→【資料⑦】)

・ナチス政権による迫害、ターゲットとしての同性愛者・異性装者(ピンク・トライアングル)

・世界人権宣言 1 条(→【資料⑦】)と国連「自由・平等」キャンペーン(→【資料⑧】)

・日本の人権状況に対する改善勧告(参考:【資料⑨】【資料⑩】)

・人権は大切です、差別はいけません

∵みんな同じ人間なのだから and/or ∵みんな違う人間なのだから

(了)

資料

【資料①】平成30年度 啓発活動強調事項(強調事項17項目)

- (1) 女性の人権を守ろう
- (2) 子どもの人権を守ろう
- (3) 高齢者の人権を守ろう
- (4) 障害を理由とする偏見や差別をなくそう
- (5) 部落差別等の同和問題に関する偏見や差別をなくそう
- (6) アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう
- (7) 外国人の人権を尊重しよう
- (8) HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見や差別をなくそう
- (9) 刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくそう
- (10) 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
- (11) インターネットを悪用した人権侵害をなくそう
- (12) 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- (13) ホームレスに対する偏見や差別をなくそう
- (14) 性的指向を理由とする偏見や差別をなくそう*
- (15) 性自認を理由とする偏見や差別をなくそう**
- (16) 人身取引をなくそう
- (17) 東日本大震災に起因する偏見や差別をなくそう



* 同性愛者など性的指向に関する少数派の人々への根強い偏見があり、場合によっては職場を迫られるなど社会生活の様々な場面で人権問題が発生しています。この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

** 性自認に関する少数派の人々は、からだの性とところの性との食い違いに悩みながら、周囲の心ない好奇の目にさらされたり、職場などで不適切な取扱いを受けるなど社会生活の様々な場面で人権問題が発生しています。この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

【資料②】第4次男女共同参画基本計画(平成27(2015)年12月25日閣議決定)(抜粋)

第2部 施策の基本的方向と具体的施策

II 安心・安全な暮らしの実現

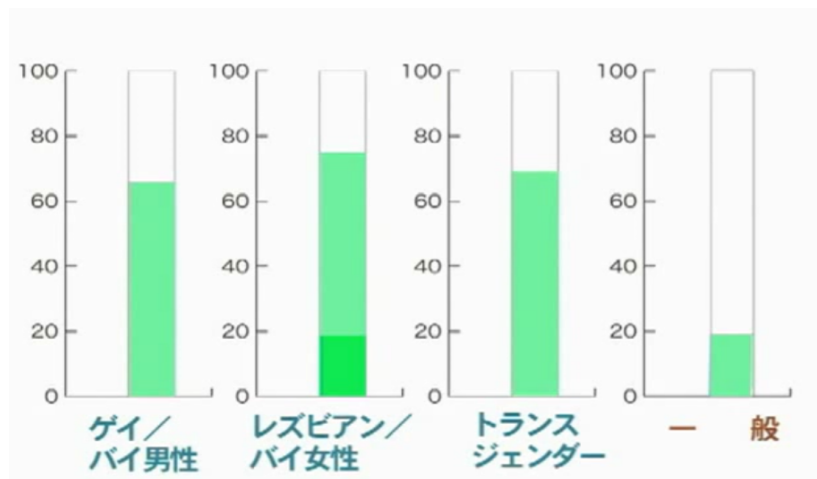
第8分野 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

(基本的な考え方)…また、性的指向や性同一性障害を理由として困難な状況に置かれている場合や、障害があること、日本で生活する外国人であること、アイヌの人々であること、同和問題等に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合については、人権侵害があってはならないなどの人権尊重の観点からの配慮が必要である。…

2 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

施策の基本的方向	
<p>…また、<u>性的指向や性同一性障害を理由として困難な状況に置かれている場合</u>や、障害があること、日本で生活する外国人であること、アイヌの人々であること、同和問題等に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合について、人権尊重の観点から<u>人権教育・啓発等を進める</u>。</p>	
具体的施策	担当府省
<p>…</p> <p>エ 性的指向や性同一性障害、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている人々への対応</p> <p>1 性的指向や性同一性障害を理由として困難な状況に置かれている場合や、障害があること、日本で生活する外国人であること、アイヌの人々であること、同和問題等に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合等について、可能なものについては<u>実態の把握に努め、人権教育・啓発活動の促進</u>や、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合の<u>調査救済活動の取組を進める</u>。</p> <p>また、法務局・地方法務局の人権相談所において相談者が利用しやすい<u>人権相談体制</u>を充実させる。</p> <p>さらに、性同一性障害等の児童生徒等に対する<u>学校における相談体制</u>を充実させるとともに、関係機関との連携を図りつつ、支援体制を整備する。</p> <p>その他、男女共同参画の視点に立って必要な取組を進める。</p>	<p>内閣官房、法務省、文部科学省、厚生労働省、関係府省</p>

【資料③】 自死未遂経験・自死念慮率の比較(共生社会をつくるセクシュアル・マイノリティ支援全国ネットワーク DVD『セクシュアル・マイノリティ理解のために』(平成 22(2010))より



【資料④】 自殺総合対策大綱:誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して(平成 29(2017)年 7 月 25 日閣議決定) (抜粋)

第3 自殺総合対策の基本方針

2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む

…こうした連携の取組は現場の実践的な活動を通じて徐々に広がりつつあり、また、自殺の要因となり得る生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等、関連の分野においても同様の連携の取

組が展開されている。今後、連携の効果を更に高めるため、そうした様々な分野の生きる支援にあたる人々がそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要である。

…

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す

(3) 自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及

…また、自殺念慮の割合等が高いことが指摘されている性的マイノリティについて、無理解や偏見等がその背景にある社会的要因の一つであると捉えて、理解促進の取組を推進する。【法務省、厚生労働省】

4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る

(4) 教職員に対する普及啓発等

…また、自殺念慮の割合等が高いことが指摘されている性的マイノリティについて、無理解や偏見等がその背景にある社会的要因の一つであると捉えて、教職員の理解を促進する。【文部科学省】

7. 社会全体の自殺リスクを低下させる

(16) 性的マイノリティへの支援の充実

法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において相談に応じる。人権相談等で、性的指向や性同一性障害に関する嫌がらせ等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じる。【法務省】

性的マイノリティは、社会や地域の無理解や偏見等の社会的要因によって自殺念慮を抱えることもあることから、性的マイノリティに対する教職員の理解を促進するとともに、学校における適切な教育相談の実施等を促す。【文部科学省】

性的指向・性自認を理由としたものも含め、社会的なつながりが希薄な方々の相談先として、24時間365日無料の電話相談窓口(よりそいホットライン)を設置するとともに、必要に応じて面接相談や同行支援を実施して具体的な解決につなげる寄り添い支援を行う。【厚生労働省】

性的指向や性自認についての不理解を背景としてパワーハラスメントが行われ得ることを都道府県労働局に配布するパワーハラスメント対策導入マニュアルにより周知を図るほか、公正な採用選考についての事業主向けパンフレットに「性的マイノリティの方など特定の人を排除しない」旨を記載し周知する。また、職場におけるセクシュアルハラスメントは、相手の性的指向又は性自認にかかわらず、該当することがあり得ることについて、引き続き、周知を行う。【厚生労働省】

【資料⑤】 LGBT 法連合会「LGBT 差別禁止法」説明資料(平成 27(2015))より

1. いじめ



同級生から、振る舞いが女っぽくて気持ち悪いといじめられたことを担任の先生に相談したら、学級会議の議題にされ、「こいつも男らしくしよう頑張っているんだ。」と、逆に振る舞いを直すように促された。

2. 雇用差別



面接に戸籍上の性別と違ったスーツを着ていったところ、トランスジェンダーであることを理由に、開始5分で「お帰りください。」と言われ、面接を中断された。

3. 自死



レズビアンであることを理由に、職場でも孤立してしまい悩んでいたが、誰にも相談できず自殺してしまった。その家族は、娘がレズビアンであり、それを理由に悩んでいたことを遺書を通して初めて知った。

【資料⑥】 日本国憲法(昭和 21(1946)年)

- 11 条【基本的人権の享有】 国民は、すべての人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。
- 14 条【法の下での平等】 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において差別されない。
- 99 条【憲法尊重擁護義務】 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

【資料⑦】 世界人権宣言(昭和 23(1948)年 12 月 10 日、国連総会において採択)

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

...

よつて、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によつて促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によつて確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

- 1 条【自由平等・同胞の精神】 すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもつて行動しなければならない。
- 2 条【差別の禁止】 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 30 条【人権破壊活動の禁止】 この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

【資料⑧】 「自由・平等(Free & Equal) : LGBT の平等のための国連キャンペーン」



【資料⑨】 自由権規約委員会・第 6 回審査(平成 26(2014)年)・総括所見(CCPR/C/JPN/CO/6, 平成 26(2014)年 8 月 20 日)

11. [自由権規約]委員会は、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの人々に係る社会的嫌がらせおよび非難についての報告、ならびに自治体によって運営される住宅制度から同性カップルを排除する差別規定についての報告を懸念する(第 2 条・第 26 条)。

締約国[=日本]は、性的指向および性自認を含む、あらゆる理由に基づく差別を禁止する包括的な反差別法を採択し、差別の被害者に、実効的かつ適切な救済を与えるべきである。締約国は、LGBT の人々に対する固定観念及び偏見と闘うための啓発活動を強化し、LGBT の人々に対する嫌がらせの申立てを捜査し、またこうした固定観念、偏見及び嫌がらせを防止するための適切な措置をとるべきである。締約国はまた、自治体レベルで、公営住宅制度において同性カップルに対し適用される入居要件に関して残っている制限を除去すべきである。

【資料⑩】 国連人権理事会・普遍的定期審査(UPR)・第 3 回審査(平成 29(2017)年)・勧告(A/HRC/WG.6/28/L.12, 平成 29(2017)年 11 月 16 日)

6.58. ヘイトスピーチの禁止と合意なき性行動の処罰を明文化する観点から、女性、婚外子、民族的・国民的マイノリティ、LGBTI の人々に対する差別的な法規定を撤廃すること(メキシコ)

6.59. 年齢、ジェンダー、宗教、性的指向、エスニシティ、国籍を含むあらゆる形態の直接および間接差別の禁止を確保する観点から、包括的な差別の定義を含む幅広く適用可能な反差別法を制定すること(オランダ)

6.61. 年齢、ジェンダー、宗教、性的指向またはエスニシティを理由とするものを含む差別禁止法を制定し、ジェンダー平等を実現するために必要な措置を講じること(ノルウェー)

6.63. 年齢、人種、ジェンダー、宗教、性的指向、民族的出自または国籍にもとづくあらゆる直接および間接差別を禁止・制裁するための包括的な反差別法を制定・施行すること(ドイツ)

6.65. 性的指向・性自認を理由とする差別を含む国際的な義務・基準に沿った差別撲滅のための包括的な法律を制定すること(ホンジュラス)

6.70. 性同一性障害者特例法の改正を含む、性的指向・性自認を理由とする差別に対処する措置をとること(ニュージーランド)

6.71. 性的指向にもとづく差別の撤廃に関連する積極的取り組みを継続し、国家レベルで同性どうしの結びつきを承認すること(スイス)

6.72. LGBTI の人々の権利を保護・促進するための包括的な反差別法を導入すること(アメリカ)

6.73. 同性間パートナーシップの国家レベルでの正式な承認へと広げることを含め、いくつかの地方自治体や民間企業による性的指向・性自認を理由とする差別撤廃のための努力を推し進めること(カナダ)

6.74. 特にジェンダー、エスニシティ、皮膚の色、性的指向、性自認に関するあらゆる差別に反対する行動を継続的に実施すること(コロンビア)

6.75. 性的指向・性自認を含むすべての人およびあらゆる理由にもとづく差別からの平等な保護を提供するための包括的な反差別法の導入に向けて迅速に行動すること(アイルランド)

6.84. 人種、エスニシティ、性的指向、性自認にもとづく差別禁止法の導入を含め、ヘイトスピーチへの効果的な取り組みおよびマイノリティの権利保護のために更なる措置をとること(オーストラリア)

6.180. 同性カップルの場合も含め、すべての DV の通報を捜査すること(東ティモール)